

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第7号
平成27年1月27日
警察庁交通局交通企画課長

駆動補助機付乳母車の取扱いについて

乳母車は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下、「法」という。)上「小児用の車」であることから、法第2条第3項第1号により、「乳母車を通行させている者」は歩行者とみなされている。昨今、電動で人の力を補助する駆動補助機付乳母車が製作され、その販売が予定されているところ、このような乳母車を引き続き法にいう「小児用の車」とすることができるか疑義をきたすこととなった。

これに伴い、この取扱い基準を下記により統一することとしたので、遺漏のないようにされたい。

記

駆動補助機付乳母車のうち次に掲げる要件を備えたものについては、法第2条第3項第1号にいう「小児用の車」として取り扱うこととする。

- (1) 車体の大きさが次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと
長さ 120センチメートル
幅 70センチメートル
高さ 109センチメートル
- (2) 原動機を用いない乳母車と同様の使い方を想定したものであり、かつ乳児等を載せるための機能を有するもの
- (3) 原動機として、電動機を用いること
- (4) 最高速度が6キロメートル毎時を超えないこと
- (5) 鋭利な突出物がないこと
- (6) ハンドル等から手を離した際には原動機が停止すること

なお、上記の条件に反する小児用の車であって原動機を用いるものは、自動車又は原動機付自転車と解されるので留意されたい。